

5月の回覧一覧

ユーカリ殖産自治会

自治会・協議会からの回覧

1. 金婚式お祝い金申請のお知らせ
2. 2026年自治会内清掃用土嚢袋申請のお知らせ
3. 自治会防災訓練のお知らせ
4. ユーカリが丘交番パトロール報告

市役所／市関連機関からの回覧

5. ミウズ情報誌 2026春号
6. 県警だより (3・4・5月号)
7. ちば広域連合だより (第40号)
8. 離婚前後相談のお知らせ
9. 千葉市民児協だより (第2号)
10. 『わが家の耐震相談会』開催のお知らせ

その他の回覧

なし

環境担当より

5/6に緊急回覧でお知らせいたしました、通学路途中の落下危険木について、5/7に市による伐採除去作業が実施されました。

住民の皆様にはご心配をおかけしましたが、現在は安全が確保されております。

金婚式お祝い金申請書

今年度、金婚式を迎えられるご夫婦に、自治会よりささやかではございますが「お祝い金」をお贈りいたします。対象となるご夫婦は、下記の申請欄に必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。

なお、本申請書でお申し込みにならない場合は、6月5日までに必要事項を記入した封書を担当ブロック委員宅へお持ちいただくか、ポストに投函をお願いいたします。

〈対象となるご夫婦〉

1976（昭和51）年4月～1977（昭和52）年3月の間にご結婚された方

申請欄

ブロック名	ご夫婦のお名前	ご結婚年・月
A-1	〇〇太郎・花子	1976年4月

◇ ブロック委員の皆さまへ

*会費集金時に会員の皆さまへ「お祝い金申請書」の案内を一声おかけください。

*該当者がいない場合も申請書末尾の「該当者なし」に○を付け、ブロック名をご記入ください。

*申請書は6月7日までに担当幹事宅のポストに投函をお願いします。

◇ 幹事の皆さまへ

*申請書の集計は6月14日までに環境・福祉担当、根本(D-4)、田邊(E-2)、青木(F-3)、広瀬宅(I-1)のポストに投函をお願いいたします。

(ブロック名 : 該当ご夫婦なし)

2026年度 自治会内清掃用土嚢袋申請のお知らせ

今年も、住宅地内の美化と快適な環境づくりの一環として、下記の通り 自宅周辺および共用場所の清掃を行います。

自宅周辺側溝の土砂廃棄のための土嚢袋をご希望の方は、申込表にご記入のうえ、お申し込みをお願いいたします。

なお、清掃の詳しい実施要項は、9月の回覧にてお知らせいたしますので、お待ちください。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

〈 清掃日時 〉

2026年11月8日（日） 9:00～

※雨天の場合は11月15日（日）に順延

◇ 清掃場所

各自宅周辺の側溝、および公園周辺等の共用場所 5か所（幹事・ブロック委員担当）

きりとり
申し込み表

名前	ブロック名	土嚢袋希望枚数

◇ ブロック委員の皆さまへ

- ・ 申込表に記載がありましたら、**6月6日**までに担当幹事宅へご投函ください。

◇ 幹事の皆さまへ

- ・ 申込表を受け取った場合は、**6月13日**までに環境担当田邊(E-2)、根本(D-4)、青木(F-3)、広瀬(I-1)宅へご投函ください。

※市への土嚢袋申請は7月に行います。申込表の回収は 指定日時厳守でお願いいたします。皆さまのご協力をお願いいたします。

みんなで備えよう!

防災訓練

いざという時のために

訓練に参加しよう!



避難訓練



消火訓練



AED訓練



炊き出し訓練

日時: 6月28日(日) 10時~12時 (9:30集合)

場所: ユーカリ殖産自治会館

参加特典ありのスタンプラリー開催!

\\ 家族みんなで参加しよう! /

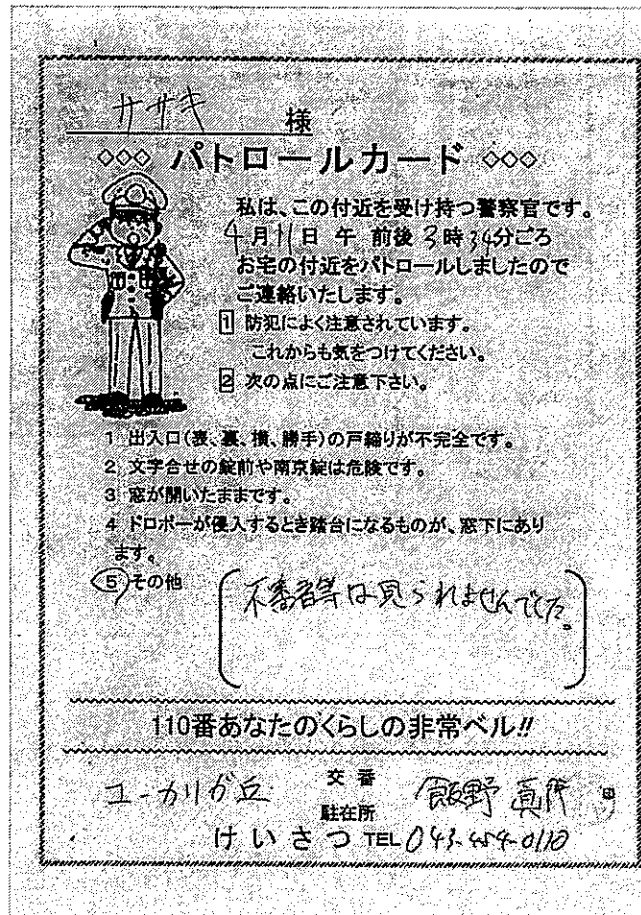
令和8年5月16日
ユーカリ殖産自治会
会長 佐久間善章

ユーカリが丘交番パトロール

4月5日(日)ユーカリが丘交番の警察の方から不審者情報の通報があったとの連絡をいただきました。

おそらく、屋根の修理などをうたって訪問してくる業者かと思われます。

4月11日(土)にも改めて巡回をしていただいたようですので、回覧で報告させていただきます。



ミウズ

No46 2026 春

一人ひとりの個性と能力が発揮できる社会の実現を目指して



ミウズ男女平等参画講演会（お知らせ）

生涯チャレンジ！楽しく学ぼうデジタルを ～自分らしく進もう～

講師：若宮正子さん（ITエバンジェリスト）

2026年6月20日（土）13：30～15：30 ミレニアムセンター佐倉

世界最高齢プログラマー若宮正子さん（91歳）の経験を交えて、世代を超えて自分らしい生き方や人生の目的を考え、性別や年齢にとらわれず挑戦することの意義についてお話をいただきます。

講師紹介

- ・1935年4月19日生まれ
- ・高校卒業後、三菱銀行（現・三菱UFJ銀行）に定年まで勤務
- ・58歳からパソコンを独学で習得
- ・2017年 ゲームアプリ「hinadan」を公開
これにより米国アップル社CEOよりWWDCに特別招待
- ・2017年より数々の政府主催会議の構成員
- ・2018年 国連社会開発委員会のイベントで講演
- ・2020年 国連人口基金のイベントで講演
- ・エクセルアートの創始者

著書

- 「やりたいことの見つけかた 89歳、気ままに独学」
- 「88歳、しあわせデジタル生活 もっと仲良くなるヒント、教えます」
- 「和田秀樹、世界のマーチャンに会いに行く(共著)」他



※5月中旬より申込受付開始予定です。

内閣府は毎年
6月23日から29日までの一週間
「男女共同参画週間」を実施しています。

ミウズと市民団体とのコラボイベントとして、6/28（日）～6/30（火）の3日間
レイクピアウスイ1階セントラルコートにてミウズ☆フェスティバルを行います。

また、7/1（水）～7/5（日）ミウズにて登録団体の作品や活動紹介のポスター展示
を行います。お近くにお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。

講座報告

ミウズ男女平等参画学習会

女性のための再就職応援講座 Word・Excel基礎講座

日時：2025年10月18日（土）9：30～16：30

場所：佐倉市中央公民館

講師：笹岡 良雄さん（サブ講師 柴 慶恵さん）



再就職をめざす女性を対象にWord、Excelの基礎を習得するためのパソコン講座を実施しました。Wordは、書式の設定・文字の配置と編集、Excelは、数値や文字の入力・表とグラフ作成、簡単な機能と基本的な関数などを学びました。

—参加者の声—

- ・ワードのズレが大問題で苦手でしたが、今回スッキリ解決しました。基礎から「あるある悩み」までピンポイントで効率よく教えていただき苦手意識がなくなりました。エクセルはこれまでも使っていましたが、グラフから関数まで丁寧に教えていただき本当に勉強になりました。
- ・何度もお聞きし、知らない事を教えていただき嬉しく思います。
- ・できない事ができると大変嬉しいです。



講座報告

ミウズ男女平等参画学習会

今こそ、自分メンテナンス！健康アップ講座

日時：2025年11月10日（月）13：30～15：00

場所：佐倉市男女平等参画推進センター ミウズ 学習室

講師：上條 友美さん（保健師）



女性は、ライフステージごとに、ホルモンバランスや身体の変化が大きく異なります。自分の感情や体調に意識を向けることで、「今の自分」を客観的に見つめるきっかけになります。自分らしく健やかに過ごすために、女性ホルモンの減少によって生じる影響や更年期・高齢期の課題を理解しました。そして、ホルモンバランスを調整するために、骨の健康維持はかせません。そのための食生活・運動・睡眠・ストレス解消のキーワードなどを学習しました。

—参加者の声—

- ・健康は、万人に共通した感心事。今日いろいろお話を聞いて興味深かったです。
- ・もっと深く聞きたいと思いました。
- ・全体的にまんべんなく学べました。次は、専門的な講座も良いかなと思います。
- ・フレイル予防と認知症予防をあらためて気をつけたいと思います。メンタルヘルス、ストレスコーピング、これも大変良かったです。今日からできることをいろいろやりたいです。



講座報告

国際女性デー☆フェスタ ミウズ上映会

「ストーリー・オブ・マイライフ わたしの若草物語」

日時：2026年3月7日（土）13：00～15：45

場所：志津コミュニティセンター視聴覚室

解説：伊東 芳幸さん（日本アカデミー賞協会会員）



南北戦争下の19世紀アメリカで貧しくも強く生きるマーチ家の四姉妹の成長と絆を描いた物語。



3月8日は国連が定めた「国際女性デー」です。女性に対する暴力の根絶や差別の解消を目指す動きは年々広がり、ジェンダー平等に向けた意識が世界中で高まっています。こうした願いを共有し、女性のエンパワーメントを応援するために、上映会を開催しました。

—参加者の声—

- ・20年ぶりに映画を観ました。久しぶりに私一人の時間でした。
- ・女性の多様性、女性としてではなく、人としての未来にあるべき姿が勉強になりました。
- ・テーマに沿った目を見張る映画に毎回感動し、気付かされています。

登録団体紹介

俳短柳同好会

当会はシルバー人材センターの会員の中で、俳句・短歌・川柳の同好の士が語らって、平成19年に設立されました。現在は同センターの会員、元会員をメンバーとした短歌のみの集まりとなっています。隔月開催の例会では、会員の歌について、意見、疑問、感想を提示、批評し合い、講師による懇切丁寧なご指導をいただいております。これまでに二冊の歌集を発行し、現在三冊目を準備中です。短歌は古くから男女の区別なく詠み継がれてきました。当会でも会員の半数を女性が占め、例会における詠草の内容も豊かなものとなっています。



さくら歌集

佐倉市シルバー人材センター俳短柳同好会
連絡先 中村 寛 ☎043-461-6093

独自事業

パープルリボンプロジェクト

(11月12日~25日)



ミウズでは、国際的な、女性に対する暴力根絶運動に取り組んでいます。紫のリボンを付けることで、暴力をなくし被害者の安全を守りたいという意思表示をすることができます。市民の皆さんにもリボンを作成していただき、大きなキルトに縫い付けて作品とし、暴力根絶を訴えています。



独自事業

ティータイム in ミウズ

日時：2025年12月13日(土)

場所：ミウズ学習室

進行：遠藤むつみ(ミウズ相談員)



日々の生活には、不安やもやもやが沢山あります。ミウズでほっとひと息、前半は『フェルトブローチ作り』後半は『心のライフライン(人生年表作り)』で人生の振り返りと、これからの人生を考えました。

ワンポイント講座

「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓」って何だろう？

本制度は、同性・異性問わず(同性カップル・事実婚等)、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約束したお二人が、パートナーシップの関係にあることを宣誓する制度です。

また、お二人にお子さまや親御様等がいる場合、あわせてファミリーシップも宣誓できます。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力(相続、税の控除等)が生じるものではありませんが、誰もが大切なパートナーや家族とともに、自分らしく暮らしていけるよう、市が応援するものです。

佐倉市は、「一人ひとりが、性別にかかわらず個人として尊重され、自らの個性と能力を十分発揮し、希望する生き方ができるまち」を目指しています。

パートナーシップとは？

お互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面または精神面で、協力し合うことを約束した二人の関係をいう。

ファミリーシップとは？

パートナーシップの関係にあるお二人またはどちらかのお子さまや親御様等とともに、家族として暮らしていくことを約束した関係をいう。

参考資料：佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓ガイドブック





おすすめ図書



『女の子に生まれたこと、後悔してほしくないから』

犬山紙子 著
ディスカヴァー・トゥエンティワン



『身近な人間関係が変わる大切な人に読んでほしい本』

フィリッパ・ペリー 著
高山真由美 訳
日本経済新聞出版



『キツネくんのひみつ ゆうきをだしてはなそう』

カロリーヌ・リンク 作
ザビーネ・ビュヒナー 絵
宮崎直美 訳
誠信書房



今回ご紹介した図書は、佐倉市男女平等参画推進センターミウズに配架してあります。

女性のための相談

女性が抱える様々な悩みや不安に対し、解決の道を探るための1対1のカウンセリングです。専門の女性相談員が応じます。(1人50分程度・原則月1回)

毎週金曜日 午前10時～午後4時
(第3金曜日は午後2時～午後7時)

※都合により日程変更があります。

ひとりで悩まないで、一緒に考えましょう

要予約
秘密厳守
無料

まずは
ご予約ください

予約は1カ月前の
1日から可能です。

女性のための法律相談

離婚・DV・ハラスメント・ストーカー・労働環境など、様々な問題を抱え、法的な助言を必要としている女性を対象に女性弁護士による無料法律相談を年6回行っています。

(1人40分程度・原則年1回)

※日程についてはこうほう佐倉・ミウズホームページ等でお知らせします。

☎043-460-2580

指定管理者制度導入施設 佐倉市男女平等参画推進センター ミウズ

〒285-0837 佐倉市王子台1-23
レイクピアウスイ3階



- 開館時間 9:00～20:00
- 休館日 毎月第2・4水曜日
年末年始(12/29～1/3)

- 施設案内
 - *学習室
 - *ミーティングスペース
 - *図書コーナー(市内図書館オンライン)
 - *個別ワーキングブース
 - *女性のための相談
- ミウズへのご質問・ご意見等ありましたら下記連絡先までどうぞ



<http://mews.shiteikanri-sakura.jp> E-mail:123193@socioak.com

TEL.043-460-2580 FAX.043-460-2582

ミウズ No.46 2026 春 令和8年3月発行

編集・発行 佐倉市男女平等参画推進センター ミウズ 指定管理者 株式会社明日葉



県警だより

2026
春号



シンボル
マスコット
「シーボック」

発行者 千葉県警察本部総務部広報県民課 〒260-8668 千葉市中央区長洲1丁目9番1号 ☎043-201-0110

防犯パトロール隊の活動



地域住民の皆さんによる自主防犯パトロール活動は地域の安全・安心の要(かなめ)です。安全・安心を実感できるくらしの実現のため、地域住民による防犯の輪を広げましょう! 防犯パトロール隊の活動などの詳細は千葉県警察ホームページをご覧ください。



危険から身を守るための合言葉

不審者から身を守るためには、幼少期から子供自身に「自分の身は自分で守る」方法を身につけさせることが大切です。

身を守るための合言葉

いやです

だめです

いきません

お子さんの行動範囲を一緒に歩き、危険箇所を確認しながら具体例を挙げ、この合言葉を教えましょう。「ちばっこ いやです・だめです・いきません」の動画はYouTubeに公開しています。ご家族皆様までご覧ください。



県警公式YouTube

春の全国交通安全運動

4月6日(月)~4月15日(水)

春はこどもの関係する交通事故が増加する傾向にあります。

道路を横断するときは、横断前に左右の安全確認をしましょう。

横断歩道は、歩行者優先です。運転者は横断歩道手前で停止できるように速度を落として進行しましょう。



自転車にも交通反則通告制度が導入

令和8年4月1日から、16歳以上の自転車利用者の交通違反に対して交通反則通告制度(いわゆる「青切符」)が導入されます。

交通ルールを再確認して、自転車を安全に利用しましょう。



県警HP
「自転車の
交通ルール」

5月は
自転車月間

自転車に乗るときは、こどもも大人もヘルメットを着用しましょう。



ゴールデンウィーク中の運転免許手続について

運転免許センターでの更新手続には、原則予約が必要です。



県警HP
【免許業務の取扱日】

月 日	運転免許センター		警察署
	千葉運転免許センター	流山運転免許センター	
4/27(月)	通常業務 (※)		通常業務
4/28(火)	C (※)		
4/29(水)	閉庁日		閉庁日
4/30(木)	C (※)		通常業務
5/1(金)	C (※)		
5/2(土)	閉庁日		閉庁日
5/3(日)	A	B	
5/4(月) ~5/6(水)	閉庁日		
5/7(木)	C (※)		通常業務
5/8(金)	通常業務 (※)		

A: 有効期間内の更新手続、記載事項変更届、運転免許証の申請による取り消し、運転経歴証明書、免許証の保有状況変更、国外運転免許証の交付

B: 有効期間内の更新手続(優良運転者講習、高齢者講習及びオンライン講習受講済みの方に限る。)、記載事項変更届、運転免許証の申請による取り消し、運転経歴証明書、免許証の保有状況変更、国外運転免許証の交付

C: 停止処分者講習、違反者講習を除く各種手続き

(※) 原付・小型特殊免許の学科試験は、「千葉運転免許センター(月・水・金)」「流山運転免許センター(火・木)」で実施しています(年末年始、祝日及び振替休日を除く)。



転居等で住所や本籍、氏名に変更がある方は、速やかに記載事項変更届を行ってください。

~マイナ免許証の運用開始~

令和7年3月24日からマイナ免許証の運用を開始しています。
詳しくは千葉県警察ホームページをご覧ください。



県警HP
【マイナンバーカードと運転免許証の一体化について】

【お問合せ】

千葉運転免許センター
☎ 043-274-2000
流山運転免許センター
☎ 04-7147-2000

交通情報の利用について

例年、ゴールデンウィーク中は、行楽、帰省等のため車の通行量が増加し、激しい交通渋滞の発生が予想されます。
渋滞緩和のため公共交通機関のご利用をお願いします。



日本道路交通センターHP

交番・駐在所の再編整備

県民の体感治安に直結するような重要凶悪事件などが夜間に多く発生している現状に対応するため、交番・駐在所の配置を見直し、夜間における警戒態勢を強化する必要があります。

千葉県警察では、警察署の限られた人員を最大限に有効活用するため、一部の駐在所を、隣接する交番・駐在所等と統合の上、警戒要員を捻出し、24時間体制で管内全域の治安維持に向けた警察力を確保します。

…再編整備の効果…

- 夜間の警戒態勢の強化
- 警察署や県警本部のパトカーによる警戒の強化
- 複数の警察官による連携した対応

詳しくは、
県警ホームページ
ご確認ください。



県警HP
【交番・駐在所の再編整備】

県民の皆様の安全安心を実感できるくらしの実現に向け、県警を挙げて対応して参りますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。



警察官募集

- 思いやりがあると云われた
- 仲間思い
- ルールを守れて誠実

そんな方を求めています!

警察官を目指した時期や理由は人それぞれ。
転職者を含め、みんなが適材適所で活躍しています!
あなたも千葉県警察の仲間になって県民のみなさんのために一緒に働ませんか?
↓詳しくは千葉県警察ホームページで!!



県警HP
【採用案内】

それは誰かの心に残る仕事。
君の強さを、優しさを、
千葉の力に。



二セ警察詐欺に注意! 手口と対策についてはこちらをご覧ください



県警公式YouTube

みんなで支えるみんなの医療

千葉県後期高齢者医療広域連合 広報紙

発行/千葉県後期高齢者医療
広域連合

所在/〒263-0016
千葉県稲毛区天台6-4-3
国保会館内

編集/総務課

電話 043-216-5011
FAX 043-206-0085

ちば広域連合だより

千葉県人口**6,275,934**人(令和8年1月1日現在) 被保険者数**1,016,260**人(令和8年1月31日現在)
※本文中の被保険者とは、後期高齢者医療制度の被保険者のことを指します。

第**40**号

URL

<https://www.kouiki-chiba.jp/>

令和8年度の保険料率が決まりました

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

この度、令和8年度の保険料率が決まりましたのでお知らせします。
後期高齢者医療制度の保険料率は、法律に基づき、医療分保険料額は2年ごとに、子ども・子育て支援金分保険料額は1年ごとに見直しを行います。
所得の低い方には、保険料の軽減措置があります。保険料の軽減措置の詳細については2ページに掲載しています。
なお、**新しい保険料率による保険料は7月に決定し、お住まいの市(区)町村から決定通知書をお送りします。**

令和8年度

年間保険料額 = 医療分保険料額 + 子ども・子育て支援金分保険料額※1

医療分保険料額
(100円未満切捨て)

上限85万円※2

均等割額

51,000円

所得割額

賦課のもととなる
所得金額※3 × 所得割率
9.40%

+

子ども・子育て支援金分保険料額
(10円未満切捨て)

上限2万1,000円

均等割額

1,310円

所得割額

賦課のもととなる
所得金額※3 × 所得割率
0.25%

||

年間保険料額

- ※1 子ども・子育て支援金分保険料は、令和8年度から令和10年度にかけて、段階的に構築する予定のため、1年ごとに保険料率が変更になる可能性があります。
- ※2 医療分保険料額の上限の引き上げは、国により見直しが行われたものです。
- ※3 「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額43万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

保険料率改定の主な要因

①医療給付費の増加

医療の高度化などにより、ひとりあたりの医療給付費(医療費総額から自己負担額を除いた費用)の増加が見込まれます。

②後期高齢者負担率※の見直し

後期高齢者医療にかかる費用の一部を賄う現役世代の負担上昇を抑えるため、後期高齢者負担率の見直しが行われました。

③診療報酬の改定

医療従事者等の賃上げ、物価上昇への対応など、医療機関等を取り巻く環境の変化への対応のため、診療報酬の改定が行われます。

④子ども・子育て支援金の導入

令和8年度から、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みである、子ども・子育て支援金制度が開始します。

※後期高齢者負担率とは
医療給付費のうち、保険料でまかなう割合。全国一律。被保険者の増加、現役世代人口の減少により、令和8年度は13.27%(前回は12.67%)となりました。

子ども・子育て支援金とは?

全世代から支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。法律により規定されており、令和8年度から段階的に実施することとなっています。令和8年4月分から従来の保険料とあわせて拠出いただけます。

詳しくはこども家庭庁
ホームページを
ご覧ください。



こども家庭庁

保険料の軽減措置が一部変更になります

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

後期高齢者医療制度では、保険料の軽減措置があります。

令和8年度は、均等割額5割軽減および2割軽減の対象世帯の軽減判定所得基準が拡大されます。また、医療分のみ均等割額7割軽減に加えて、特例により、さらに0.2割軽減を行います。(7.2割軽減)

所得の低い方の均等割額の軽減

●軽減判定所得基準

令和7年度

軽減割合	軽減判定所得 ^{※1} 基準
5割軽減	43万円+(30.5万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1) ^{※2}
2割軽減	43万円+(56万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1) ^{※2}

令和8年度

軽減割合	軽減判定所得 ^{※1} 基準
5割軽減	43万円+(31万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1) ^{※2}
2割軽減	43万円+(57万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1) ^{※2}

●令和8年度軽減判定所得基準

軽減判定所得 ^{※1} 基準 (世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計)	軽減割合 上段：医療分 下段：子ども・子育て支援金分	軽減後の均等割額
43万円 +10万円×(給与・年金所得者の数-1) ^{※2} 以下の場合	7.2割軽減	14,280円/年
	7割軽減	393円/年
43万円+(31万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1) ^{※2} 以下の場合	5割軽減	25,500円/年
	5割軽減	655円/年
43万円+(57万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1) ^{※2} 以下の場合	2割軽減	40,800円/年
	2割軽減	1,048円/年

※1 均等割額の軽減判定における総所得金額等は、退職所得を含みません。

・専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

・65歳以上(1月1日時点)の公的年金受給者は、公的年金等に係る雑所得の金額から特別控除額15万円を差し引いた額で軽減判定します。

・軽減判定の基準日は毎年4月1日です。(年度途中で新たに被保険者となった場合は、その日となります。)

※2 世帯内の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかに該当する者が2人以上いる場合には、その人数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加えます。

①給与収入(専従者給与を除く)が55万円を超える。

②65歳以上(前年の12月31日現在)で公的年金収入が125万円を超える。

③65歳未満(前年の12月31日現在)で公的年金収入が60万円を超える。

軽減の申請手続きは不要です

軽減判定の対象となる方の所得情報が無い場合には、所得の申告が必要となる場合があります。

会社の健康保険などの被扶養者であった方の保険料の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日に会社の健康保険や共済組合などの被用者保険の被扶養者であった方の「均等割額」は加入した月から2年間のみ5割軽減され、「所得割額」はかかりません。

●国民健康保険および国民健康保険組合の被保険者であった方は対象になりません。

●「所得の低い方の均等割額の軽減」に該当する場合は、軽減割合の高いほうが優先されます。

保険料の計算例

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

●年金収入が220万円のための単身世帯の場合

均等割額

$$\begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \text{年金収入} & - & \text{公的年金等控除額} & - & \text{特別控除額} & = & \text{軽減判定の基準額} \\ \hline 220\text{万円} & & 110\text{万円} & & 15\text{万円} & & 95\text{万円} \\ \hline \end{array}$$

※単身世帯の2割軽減基準額=43万円+57万円=100万円
※軽減判定所得が基準額以下のため2割軽減となります。

$$\begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \text{均等割額} & \times & \text{10割-2割} & = & \text{① 軽減後の均等割額} \\ \hline 51,000\text{円} & & 0.8 & & 40,800\text{円} \\ \hline \end{array}$$

所得割額

$$\begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \text{年金収入} & - & \text{公的年金等控除額} & - & \text{基礎控除額} & = & \text{課税のもとなる所得金額} \\ \hline 220\text{万円} & & 110\text{万円} & & 43\text{万円} & & 67\text{万円} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \text{課税のもとなる所得金額} & \times & \text{所得割率} & = & \text{② 所得割額} \\ \hline 67\text{万円} & & 9.40\% & & 62,980\text{円} \\ \hline \end{array}$$

$$\text{①} + \text{②} = \text{③} \text{ 103,700円} \quad \text{※100円未満を切り捨てます。}$$

子ども・子育て支援金分

均等割額

$$\begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \text{年金収入} & - & \text{公的年金等控除額} & - & \text{特別控除額} & = & \text{軽減判定の基準額} \\ \hline 220\text{万円} & & 110\text{万円} & & 15\text{万円} & & 95\text{万円} \\ \hline \end{array}$$

※単身世帯の2割軽減基準額=43万円+57万円=100万円
※軽減判定所得が基準額以下のため2割軽減となります。

$$\begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \text{均等割額} & \times & \text{10割-2割} & = & \text{④ 軽減後の均等割額} \\ \hline 1,310\text{円} & & 0.8 & & 1,048\text{円} \\ \hline \end{array}$$

所得割額

$$\begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \text{年金収入} & - & \text{公的年金等控除額} & - & \text{基礎控除額} & = & \text{課税のもとなる所得金額} \\ \hline 220\text{万円} & & 110\text{万円} & & 43\text{万円} & & 67\text{万円} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \text{課税のもとなる所得金額} & \times & \text{所得割率} & = & \text{⑤ 所得割額} \\ \hline 67\text{万円} & & 0.25\% & & 1,675\text{円} \\ \hline \end{array}$$

$$\text{④} + \text{⑤} = \text{⑥} \text{ 2,720円} \quad \text{※10円未満を切り捨てます。}$$

$$\text{➡ 年間保険料 } \text{③} + \text{⑥} = 106,420\text{円}$$

収入ごとの保険料例

●単身世帯（収入は年金のみ）の場合

年金収入	80万円	120万円	160万円	200万円	240万円	280万円
年間保険料額	14,590円	14,590円	21,360円	87,120円	136,180円	174,780円

●後期高齢者夫婦2人世帯（収入は年金のみ）の場合

※年金収入額は、夫の金額です。
※妻の収入は、年金80万円以下を想定しています。

年金収入	80万円	120万円	160万円	200万円	240万円	280万円
年間保険料額(夫)	14,590円	14,590円	21,360円	71,430円	125,720円	164,320円
年間保険料額(妻)	14,590円	14,590円	14,590円	26,150円	41,840円	41,840円
合計保険料額	29,180円	29,180円	35,950円	97,580円	167,560円	206,160円

新広域連合長就任あいさつ

このたび、広域連合長という大きな役目をお預かりすることとなり、身の引き締まる思いです。

発足当初の平成20年4月末時点における当広域連合の被保険者数は約49万2千人でしたが、令和8年1月末時点では約101万6千人となり、県人口のおよそ16%を占める規模へと大きく広がっております。

制度が変化を続ける中でも、被保険者の皆様が安心して医療を受けられるよう、健全で円滑な運営に取り組んでまいります。

被保険者の皆様をはじめ、関係者の皆様には、今後とも変わらぬご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



千葉県後期高齢者医療広域連合
こいずみ かずなり
広域連合長 小泉 一成
(成田市市長)

医療機関・薬局等の受診方法について

・マイナ保険証を利用する受診方法

「マイナ保険証」とは、健康保険証として利用登録したマイナンバーカードのことを言います。健康保険証としての利用登録は、医療機関・薬局に備え付けの顔認証付きカードリーダー、マイナポータル、セブン銀行ATM等から行うことができます。

マイナ保険証の利用方法は？



※医療機関や薬局の受付でマイナ保険証の読み取りができない場合は、マイナ保険証と一緒に「マイナポータルの資格情報画面」を提示することで、受診することができます。

マイナ保険証で受診するメリット

- 過去のお薬・診療データに基づく医療が受けられる
- 突然の手術・入院でも限度額を超える支払いが不要になる
- 救急の現場でも過去のお薬・診療データに基づき適切な処置を受けられる

マイナンバーカードに関するお問い合わせ先



マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178

受付時間
(年末年始を除く)

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

スマートフォンのマイナ保険証について

令和7年9月19日より、利用環境が整った医療機関・薬局において、順次スマートフォンをマイナ保険証として利用できるようになりました。

スマートフォンをマイナ保険証として利用するための事前準備や利用方法等の詳細は、厚生労働省ホームページ「スマートフォンのマイナ保険証利用について」をご覧ください。



厚生労働省

・資格確認書を利用する受診方法

当分の間、マイナ保険証を保有していない方には、「資格確認書」を交付いたします。

また、マイナ保険証で受診する際に第三者等の介助者を要する配慮が必要な方は、お住まいの市区町村に申請することで、資格確認書を交付いたします。

この資格確認書を医療機関等の窓口に表示することで、従来通りの医療を受けられます。

年に1回健康診査を受けましょう！

詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。




お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

後期高齢者の健康診査(約1万円分)と、令和8年度に76歳になられる方の歯科口腔健康診査(約6千円分)を、県内全ての市町村にて**年1回無料**(健康診査後の治療費は有料)で実施いたします。

後期高齢者の健康診査



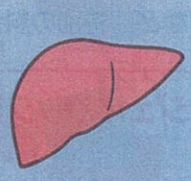
千葉県では、325,323人(令和6年度)の方が健康診査を受診しました。健康診査は、症状が出にくい病気の早期発見・治療・心身の機能低下を防ぐための第一歩になります。積極的に受診しましょう。



健康診査	<p>病気の早期発見や悪化防止、生活習慣の振り返りに役立てましょう。</p> 	<p>健康診査を受けるには？</p> <p>申し込み方法や実施期間、実施医療機関などは、市町村ごとに異なります。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。</p> 
歯科口腔健康診査	<p>令和8年度に76歳になられる方に歯科口腔健康診査を実施いたします。歯や飲み込む力などのお口の健康チェックで、肺炎や低栄養などの予防につなげましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれの方 ・実施医療機関：千葉県歯科医師会会員の健診協力医療機関 ・実施期間：令和8年6月1日(月)～令和9年1月31日(日) 	<p>歯科口腔健康診査を受けるには？</p> <p>対象者には、5月末に市町村から個別にご案内と「受診票」をお送りします。お手元に届くまでお待ちください。</p> 

健康診査の血液検査でわかること

目には見えない、ご自身の体の状態・変化を知るために役立ちます。

糖質	血糖	血液中のブドウ糖の量がわかります。ブドウ糖が適切にエネルギーとして細胞に取り込まれていないと、数値が高くなり、糖尿病が疑われます。	
	ヘモグロビンA1C (HbA1c)	過去1～2か月間の血糖の状態がわかります。血糖が高い状態が続くと数値が高くなります。糖尿病の検査として有効です。	
脂質	中性脂肪(TG)	重要な体のエネルギー源ですが、高すぎると動脈硬化や心血管疾患のリスクが増します。食べ過ぎ、飲み過ぎなどで高くなります。また、数値が低いと低栄養などが疑われます。	
	HDL	「善玉コレステロール」と呼ばれています。動脈硬化を防ぐため、数値が高い方が良いといわれています。	
	LDL	「悪玉コレステロール」と呼ばれています。過剰になると動脈硬化を進めます。	
肝機能	AST(GOT) ALT(GPT)	血液中の酵素の検査で、肝臓の状態がわかります。ASTは肝臓、心臓、筋肉などに、ALTは特に肝臓に問題が起こると数値が高くなります。	
	γ-GT(γ-GTP)	肝臓に障害が起こると高い数値になります。特にアルコールによる肝機能の障害があるときに高くなります。	

交通事故などにあつたとき

お問い合わせ先 お住まいの市(区)町村

交通事故など第三者の行為で受けたケガで医療機関などを受診された際の医療費は、通常、加害者(相手)側が過失割合に応じて負担するのが原則ですが、お住まいの市(区)町村の担当窓口への連絡と届け出により保険給付を受けることもできます。

届け出をいただくことで、広域連合が自己負担分を除いた医療費を一時的に立替えて医療機関へ支払い、後で加害者(相手)側に請求します。



交通事故などにあつたときは、必ず市(区)町村と警察へ届け出をしましょう。

- 市(区)町村へ事故内容の連絡後、担当より届け出に必要な書類をご案内いたします。
- 交通事故の場合、警察(交通安全運転センター)から発行される「交通事故証明書」が必要となります。必ず警察にも事故の連絡をしてください。
- 示談をすると保険給付を受けられなくなる場合がありますので示談前にお住まいの市(区)町村へご連絡ください。

高額介護合算療養費の申請書を発送します

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

令和6年8月1日～令和7年7月31日の医療費と介護保険サービス利用料の自己負担額を計算し、支給対象となる可能性が高い方には、令和8年4月頃に広域連合から高額介護合算療養費の申請書を発送する予定です。

以下の場合には支給申請の案内が届かないことがあります。

- 対象期間に千葉県外から転入した
 - 他の健康保険から後期高齢者医療制度に加入した
- ※ 高額療養費や高額介護サービス費として払い戻された額は含みません。

お住まいの市(区)町村に
お問い合わせください。

ジェネリック医薬品(後発医薬品)を活用しましょう

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは?

- 先発医薬品の特許期間終了後に先発医薬品と同一の有効成分を使用して作られたお薬です。
- 「品質・有効性・安全性」について国の厳しい審査に合格し、厚生労働大臣が承認したものが製造・販売されております。
- ジェネリック医薬品があるお薬について、自ら先発医薬品を希望した場合、特別の料金がかかります(医療上の必要がある場合や薬局に在庫がない場合などは特別の料金はかかりません。)

「薬代の自己負担額の軽減に関するお知らせ」 をお送りしています

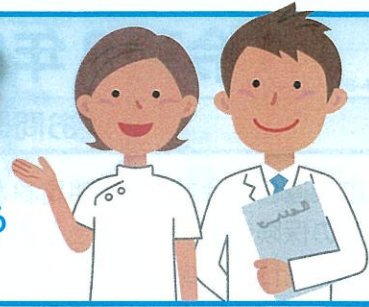
現在服用している先発医薬品を、ジェネリック医薬品へ切り替えた場合に、自己負担額が一定額以上軽減できると見込まれる方に、「薬代の自己負担額の軽減に関するお知らせ」をお送りしています。

なお、医療上必要がある場合や薬局に在庫がない場合などで先発医薬品を選択された方にも、このお知らせが届く場合がありますのでご了承ください。



ジェネリック医薬品を希望する場合は、かかりつけの医師・薬剤師にご相談ください
(調剤薬局の在庫状況等により、処方を受けられない場合があります)

上手な医療のかかり方



まずは、身近な「かかりつけ医」をもちましょう！
上手にお医者さんにかかれば、必要以上に医療費がかかる
こともありません。

Q:「かかりつけ医」最近よく聞くけどそもそも何なの？

A:近所や職場のお医者さんにかかってみて、決めましょう。

健康診断や予防接種などの機会に身近な医療機関に行くことで「かかりつけ医」を見つけるきっかけにもなります。身近な医療機関を探すことができる医療情報ネットを活用することも一つの方法と言えます。

※医療情報ネット(ナビ)とは

パソコンやスマートフォンで、診察日や診療科目、対応可能な疾患・治療内容などのさまざまな情報から、全国の医療機関・薬局について検索・情報収集ができるサービスです。



Q:いくつかの病院に行った方が早く治るものなの？

A:同じ病気で複数の医療機関にかかるのは控えましょう。

同じ病気で複数の医療機関にかけると、検査が重複したり、薬の飲み合わせが悪かったりして、体に負担となる場合があり、医療費の自己負担額も増えてしまいます。

また、休日・夜間に不要不急な受診をすると、診察までの待ち時間が長くなったり、結局、後日「かかりつけ医」に行かなければならなくなるばかりか、時間外の受診のため、通常よりも高い医療費を支払うこととなります。



Q:夜中に家族の様子がおかしい、救急車!?

A:まずは慌てず#7119!

医療関係者に相談できて安心です。

「すぐに病院に行った方がいいか」や「救急車を呼ぶべきか」悩んだりためらう時に、医師・看護師等の専門家に電話で相談できるものです。#7119は千葉県でも実施しており国において全国普及を進めています。



千葉県救急安心電話相談 #7119

(ダイヤル回線・IP電話からおかけの場合は 03-6810-1636)

病院に行くか、救急車を呼ぶか迷ったら、ご相談ください。

受付 時間	平日・土曜日	18:00 ~ 翌朝 8:00
	日曜・祝日・年末年始・GW	9:00 ~ 翌朝 8:00

※【利用上の注意】救急安心電話相談は、相談者の参考としていただくものであり、医療行為ではありません。

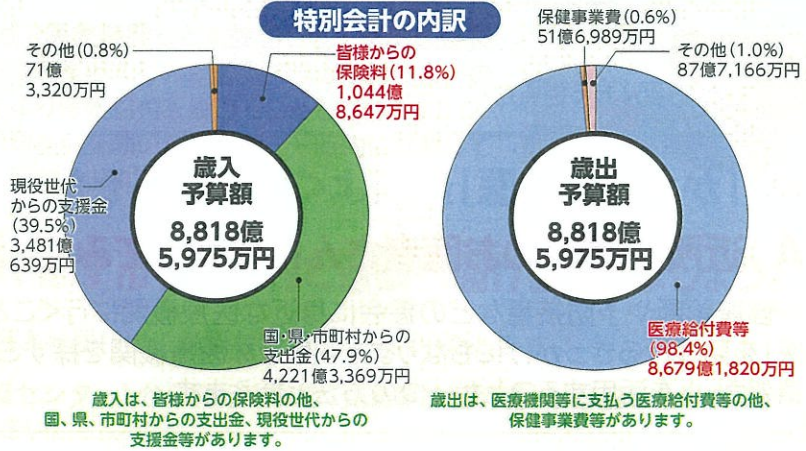


令和8年度(2026年度)の予算の概要

お問い合わせ先 総務課 ☎043-216-5011

広域連合の会計は、後期高齢者医療の保険制度を運営するための「特別会計」と広域連合の運営事務のための「一般会計」があります。

令和8年度の予算額は、特別会計8,818億5,975万円、一般会計36億2,235万円で、令和7年度と比べて特別会計で8%の増加、一般会計で5%増加しました。



令和8年第1回定例会が開かれました

お問い合わせ先 議会事務局 ☎043-216-5011

令和8年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が2月9日に開催されました。定例会では、令和8年度一般、特別会計予算などが審議され、可決しました(※会議録は後日ホームページに掲載予定です)。

第1回定例会の議決結果 (議案名中「千葉県後期高齢者医療広域連合」は省略)

■ 議案第1号	職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全会可決
■ 議案第2号	職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	全会可決
■ 議案第3号	令和7年度一般会計補正予算(第2号)	全会可決
■ 議案第4号	令和7年度特別会計補正予算(第2号)	全会可決
■ 議案第5号	令和8年度一般会計予算	多数可決
■ 議案第6号	令和8年度特別会計予算	多数可決
■ 議案第7号	後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	多数可決

千葉県後期高齢者医療広域連合議員名簿 (議員定数54人) (令和8年2月9日第1回定例会 現在) 敬称略

市町村名	議員名
旭市	伊場 哲也
我孫子市	澤田 敦士
いすみ市	半場 新一
市川市	大久保 たくし
一宮町	畑場 博敏
市原市	相川 真樹
印西市	金丸 和史
浦安市	末益 隆志
大網白里市	田辺 正弘
大多喜町	渡辺 八寿雄
御宿町	滝口 一浩
柏市	岡田 智佳
勝浦市	松崎 栄一
香取市	高木 寛
鎌ヶ谷市	針貝 和幸
鴨川市	福原 三枝子
木更津市	渡辺 厚子
君津市	高橋 健治
鏡南町	青木 悦子
神崎町	原田 教光
九十九里町	大原 秀雄
栄町	大野 博
佐倉市	山本 英司
山武市	並木 幹男
酒々井町	白井 則邦
芝山町	坂井 慶子
白子町	今井 滋則
匝瑳市	荒井 靖行
白井市	石田 加代
袖ヶ浦市	山口 進
多古町	高坂 恭子
館山市	秋山 光章
千葉市	川谷 隆史
銚子市	石神 嘉明
長生村	石井 俊雄
長南町	加藤 喜男
東金市	坂本 賢一
東庄町	越川 良男
東庄町	河田 厚子
長柄町	佐久間 繁英
流山市	おたぎら たかし
習志野市	谷岡 隆
成田市	石渡 孝春
野田市	古橋 敬夫
富津市	平野 英男
船橋市	川井 洋基
松戸市	岩瀬 麻理
南房総市	阿部 美津江
茂原市	高貴 孝
八街市	木村 佳久
八千代市	立川 清英
横芝光町	川島 富士子
四街道市	大谷 清子

千葉県後期高齢者医療広域連合議会は、県内54市町村議会の議員のうちから選挙された議員で構成され、広域連合の条例の制定・改廃、予算案等を審議、議決する機関です。

今後の広域連合だよりの郵送について 年2回発行している「ちば広域連合だよりの」3月発行分は、これまで全被保険者世帯に郵送していましたが、昨今の郵送料の値上がり等に鑑み、今回発行分から郵送を行わず、市(区)町村窓口等により配布することといたします。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

お問い合わせ 千葉県後期高齢者医療広域連合

千葉県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度を運営する特別地方公共団体(自治体)です。



ホームページ

本紙、広域連合の運営について
総務課 ☎043-216-5011

保険料、資格確認書等について
資格保険料課 ☎043-308-6768

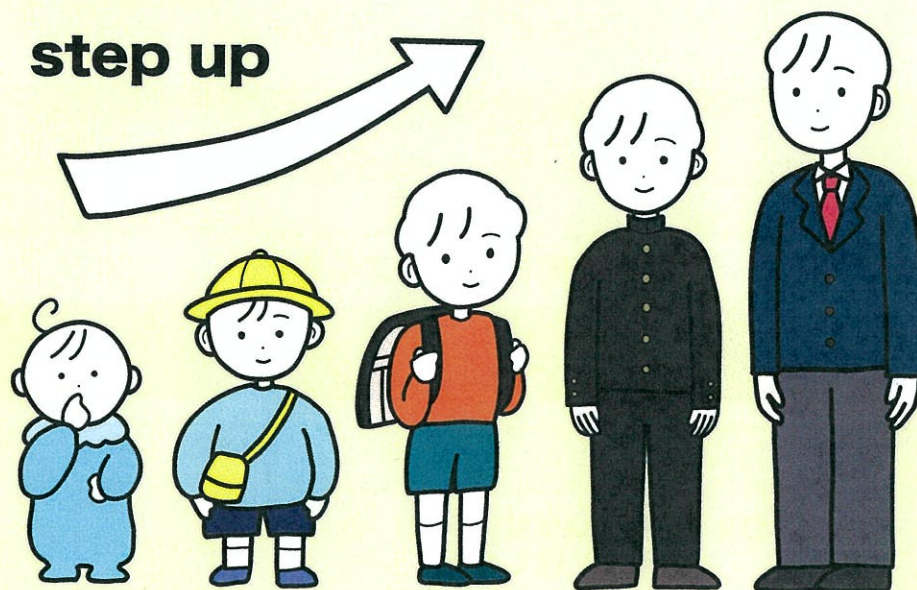
保険給付、保健事業について
給付管理課 ☎043-216-5013

議会について
議会事務局 ☎043-216-5011

受付時間/午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く) 各課共通FAX 043-206-0085 電話番号のかけ間違いにご注意ください。

離婚後のこどもの未来のために…

相談と助成で市がサポートします



相談

離婚前後相談

離婚を検討していてこれからひとり親になるかた、離婚などによりひとり親になったかたの相談をお受けしています。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。



どんな相談ができるの？

予約の方法は？

➡ 裏面をご覧ください

助成

養育費確保のための費用助成

養育費について取り決めること、継続して養育費を受け取ることは、こどもの健やかな成長と安定した生活を送るためにとても大切です。市では養育費を確保するための費用を助成しています。



対象者

- ひとり親のかた or 離婚協議中の父または母
- 養育費の取り決めをする児童と同居している など

どんな場面で助成が使えるの？

➡ 裏面をご覧ください

相談

離婚前後の不安・お悩みがある方



- ・離婚後の生活に不安がある
- ・ひとり親の手当や医療費助成が知りたい
- ・就職や資格取得の相談がしたい

- ・養育費を確保したい
- ・養育費の支払いがない
- ・親子交流の取り決めってどうやるの？
- ・共同親権になるとどうなるの？

など

経験豊富な
専門家による対応

一部の内容は、**専門の相談員**が対応するため予約が必要になる場合があります。

まずは、お気軽にお電話ください。

こども家庭課

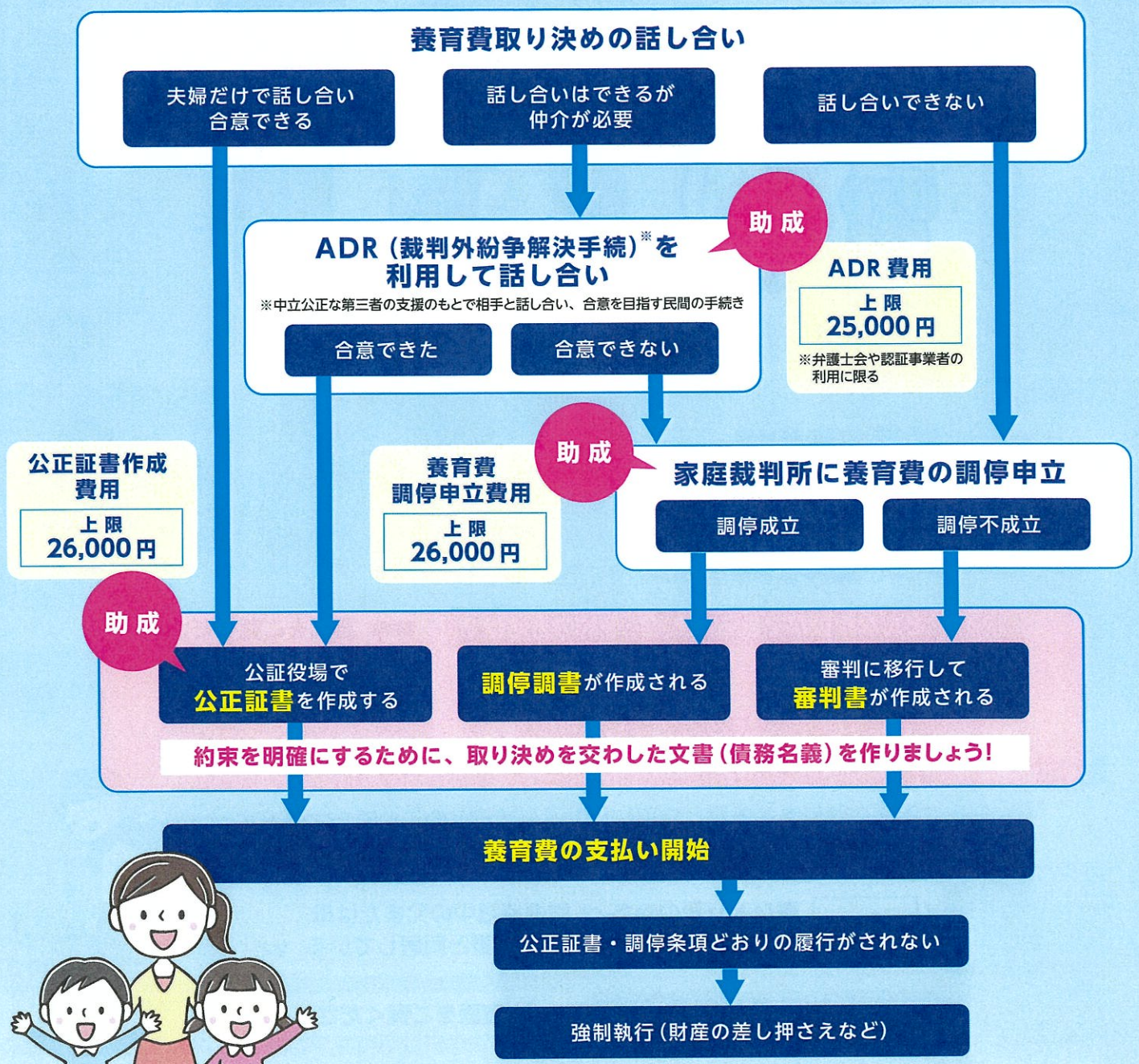
tel.043-484-6140

お電話が難しい場合はこちらから
相談予約専用 **ちば電子申請サービス**



※法的な判断や交渉に関する助言は行えません。

養育費確保に向けた主な手続の流れと助成が利用できるタイミング



助成対象者、対象費用、申請方法など、詳しくは佐倉市 HP をご確認ください。

佐倉市 HP





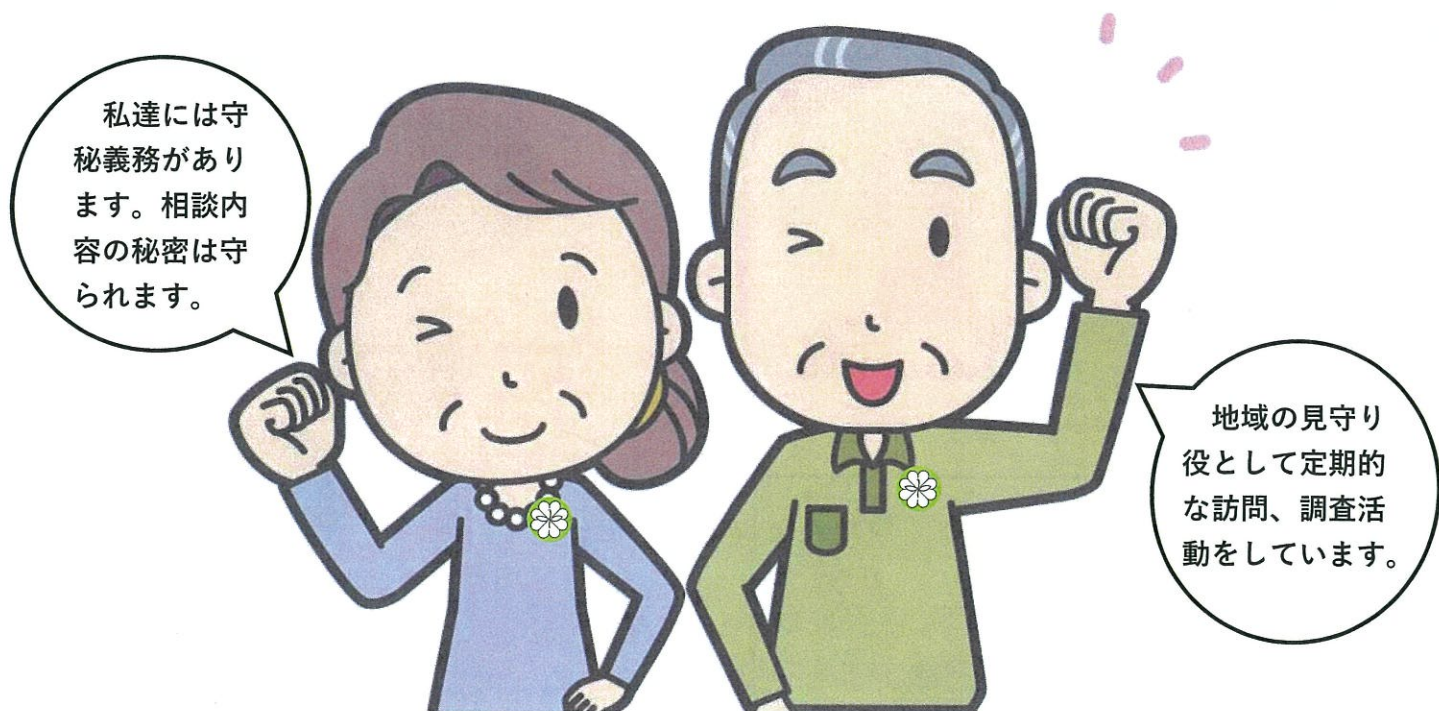
佐倉市民児協だより

佐倉市民生委員・児童委員協議会 広報研修専門部会

令和8年4月1日発行

民生委員・児童委員、主任児童委員は

「あなたの身近な相談相手です」



みなさんこんにちは！！

地域の皆様に「民生委員・児童委員、主任児童委員」の役割や活動についてご理解いただくために広報誌「民児協だより」をお届けいたします。ぜひご覧ください。

佐倉市民生委員・児童委員協議会会長 あいさつ

みなさんは民生委員・児童委員、主任児童委員をご存じでしょうか？

どの地域にも担当の民生委員・児童委員、主任児童委員がおり、日ごろからみなさんの立場に立って身近な相談相手、見守り役やつなぎ役として活動をしています。お困りごとや心配なことなどありましたら、お気軽に担当地区民生委員・児童委員、主任児童委員にご相談ください。行政や関係機関と連携しながら一緒に取り組んでまいります。（小林 眞智子）

【お問い合わせ先】佐倉市民生委員・児童委員協議会

（事務局 佐倉市社会福祉課地域福祉班 ☎043-484-6135）

こんな悩みありませんか？

生活・健康の不安

- ひとり暮らしでさみしい
- 高齢者二人で、何かあったときに不安
- 身体やうつ・認知症などが心配

お金のこと

- 生活費がない
- こどもの教育費がない
- 定年退職後の生活費が不安

福祉サービスのこと

- 見守りをしてほしい...
- 介護保険はどうやって使うの？
- 配食サービスを利用したい...

子育てのこと

- 子育てのことで相談できる人がいない...
- 子育てがうまくいかなくて不安...
- こどもをだたいてしまいそう
- こどもが学校に行かなくなった...

ご近所でも悩まずに相談してください



民生委員・児童委員
主任児童委員

佐倉市

自治会
町内会

地域包括
支援センター

子育て
支援センター

保健所

医療
機関

警察
消防

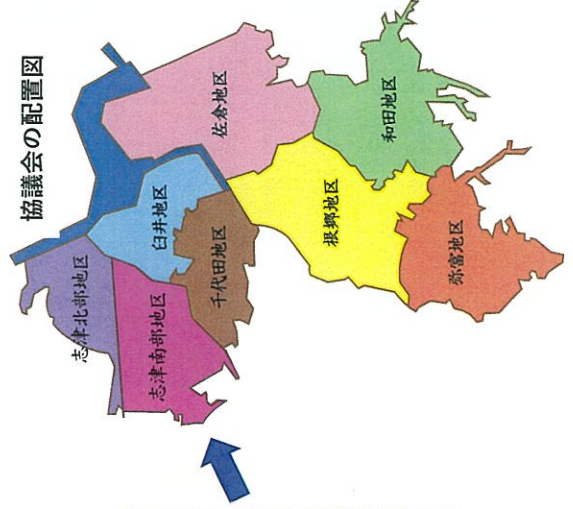
福祉
施設

福祉
事務所

児童
相談所

保育所
幼稚園
学校

**民生委員・児童委員は、
あなたの必要な支援に
つなぎ、ネットワークで
あなたを支えます!!**



佐倉市には右の図のように地区ごとに8つの地区の民児協があり、それぞれの地区の実情にあった活動を行政や関係機関と連携しながら実施しております。

- 民生委員・児童委員 (定数201名)
- 主任児童委員 (定数16名)

ご近所で「気になる」ことはありませんか？

ご近所のこと

- 最近、〇〇さんの姿を見かけない
- 〇〇さんの家に何日分も新聞がたまっている
- 〇〇さんが送りつけ商法の被害にあっているみたい

虐待かも...

- 〇〇さんの家の怒鳴り声とこどもの泣き声がすごい...
- こどもが何日も服を変えていない...
- 〇〇さんの年金が同居の親族に使い込まれているみたい

民生委員・児童委員とは...

民生委員は、民生委員法に基づき、地域の推薦などにより地域住民の中から選ばれ、無償のボランティアとして、厚生労働大臣から委嘱された「非常勤・特別職の方公務員」です。児童福祉法により、児童委員も兼ねています。

各委員が担当区域を受け持ち、地域の福祉に関する相談や、行政へのつなぎ役など、様々な活動を行っています。

主任児童委員とは...

主にこどもや子育てで家庭への支援、学校や関係機関との連絡・調整を地区ごとに担当しています。

お住まいの担当区域の民生委員・児童委員がわからない場合には、事務局 (佐倉市社会福祉課 ☎ 043-484-6135) までお問い合わせください。

参考：千葉県民生委員・児童委員協議会/バンフレット

学校でのあいさつ運動



視察研修



実際の活動風景

令和7年度民生委員・児童委員協議会総会



民生委員・児童委員の主な活動

5月：避難行動要支援者名簿の更新、就学援助調査、総会

8月：高齢者台帳の更新

9月：高齢者安心キットの配付

12月：歳末たすけあい配分金の配付

通年：地区定例会、高齢者の見守り（相談・支援）、児童の見守り（挨拶運動）、生活保護の受給申請、生活福祉資金借入申請、小中学校との意見交換、勉強会、視察研修 など


編集後記

「佐倉市民児協だより」の第2号の発行にあたり、編集委員間で地域の皆様に理解していただくには、何を伝えるのか、どのように伝えるのか、などを話し合いました。その結果、活動写真の掲載や、イラストは「ほっこり」としてなじみやすいものを使用することにしました。これが、私たち「民生委員・児童委員」の心を表現したものと確信しています。ご一読いただければ幸いです。

『わが家の耐震相談会』開催のお知らせ

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、多くの木造住宅が被害を受けました。
このたび、「平成12年5月31日以前の耐震基準で建築された木造住宅」にお住まいのかたを対象に、下記のとおり『わが家の耐震相談会』を開催します。
相談会は、ご自宅の耐震について建築士との個別相談です。また、参加費は無料です。
ぜひご参加くださいますようお願いいたします。

記

- 1 日 時 令和8年6月28日(日)
・午前9時 ～ 午後4時20分(1組あたり約40分)
- 2 場 所 佐倉市西部地域福祉センター2階 研修室
(佐倉市中志津2-32-4)
- 3 定 員 20組(1組あたり2~3名まで)
- 4 お申込み方法
この相談会は事前予約制です。
ちば電子申請サービス、電話にて、令和8年5月8日(金)から6月12日(金)
までにお申し込みください。
QRコードを読み込むと、ちば電子申請サービスより申込みできます。
- 5 その他
相談時間は1組あたり約40分です。「建築士によるご自宅の耐震に関する個別相談
(約30分)」+「市職員による耐震補助制度のご紹介(約10分)」になります。な
お、この相談会では耐震診断や見積業務は行いません。

(お問合せ)

佐倉市役所都市部建築指導課

電話 043-484-6169

メールアドレス kenchikushidou@city.sakura.lg.jp

建築なんでも相談会

同時開催 積み木を使って建物を作ろう!

日時 令和7年6月28日(日曜日)

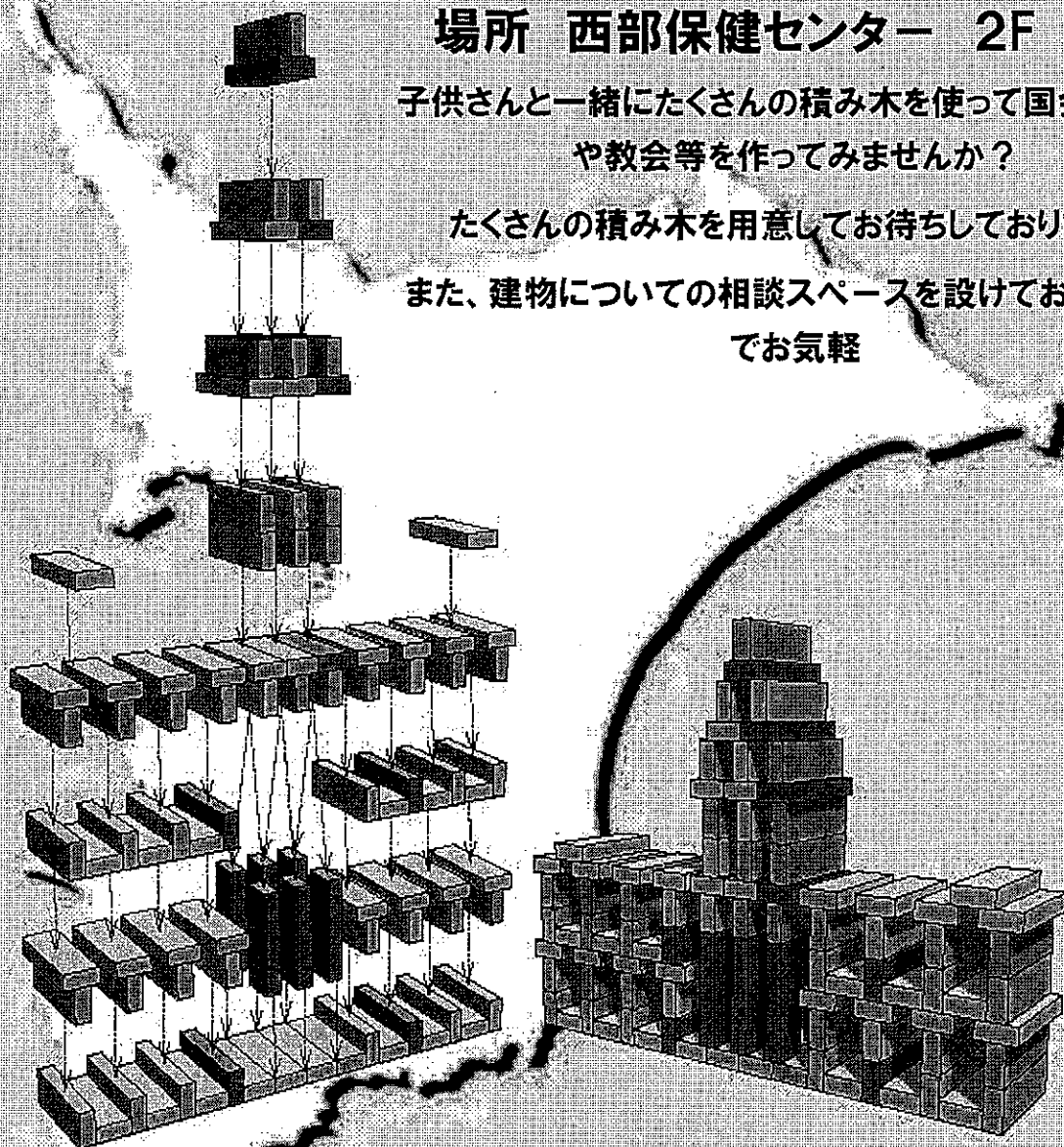
AM10:00~PM3:00

場所 西部保健センター 2F

子供さんと一緒にたくさんの積み木を使って国会議事堂
や教会等を作ってみませんか?

たくさんの積み木を用意してお待ちしております。

また、建物についての相談スペースを設けておりますの
でお気軽



千葉県建築士会 佐倉支部

連絡先 TEL 043-461-1141(建築士会事務局 小杉まで)

後援 千葉県・佐倉市・千葉市長会・千葉県町村会